

鹿児島県少年警察活動規程の運用解釈について（概要）

（平成29年3月24日 鹿少第31号）

本通達は、児童福祉法等の一部改正に伴い、少年警察活動規則や鹿児島県少年警察活動規程に基づき、証券警察活動の運用解釈について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 少年警察活動の趣旨
- 一般的活動
- 非行少年等についての活動
- 少年の保護のための活動

等である。